



# 西区地域包括支援センター

11月

高齢者、家族・ケアマネジャーなど支援者の方の総合相談窓口です  
認知症、介護保険、権利擁護（高齢者虐待・成年後見・消費者被害）、健康づくり など

社会福祉法人大阪市西区社会福祉協議会 **西区地域包括支援センター**

〒550-0013 大阪市西区新町 4-5-14 西区役所 6階 月～金：午前9時～午後7時

西区役所北西に専用入り口直通エレベーターあり 土曜日：午前9時～午後5時

電話：06-6539-8075 FAX：06-6539-8073 日祝年末年始休み

Email：[nishishakyo@piano.ocn.ne.jp](mailto:nishishakyo@piano.ocn.ne.jp) メール相談は24時間受け付け。相談無料・秘密厳守  
件名「包括支援センターへ相談」と入力ください。お返事は開設時間中になります。

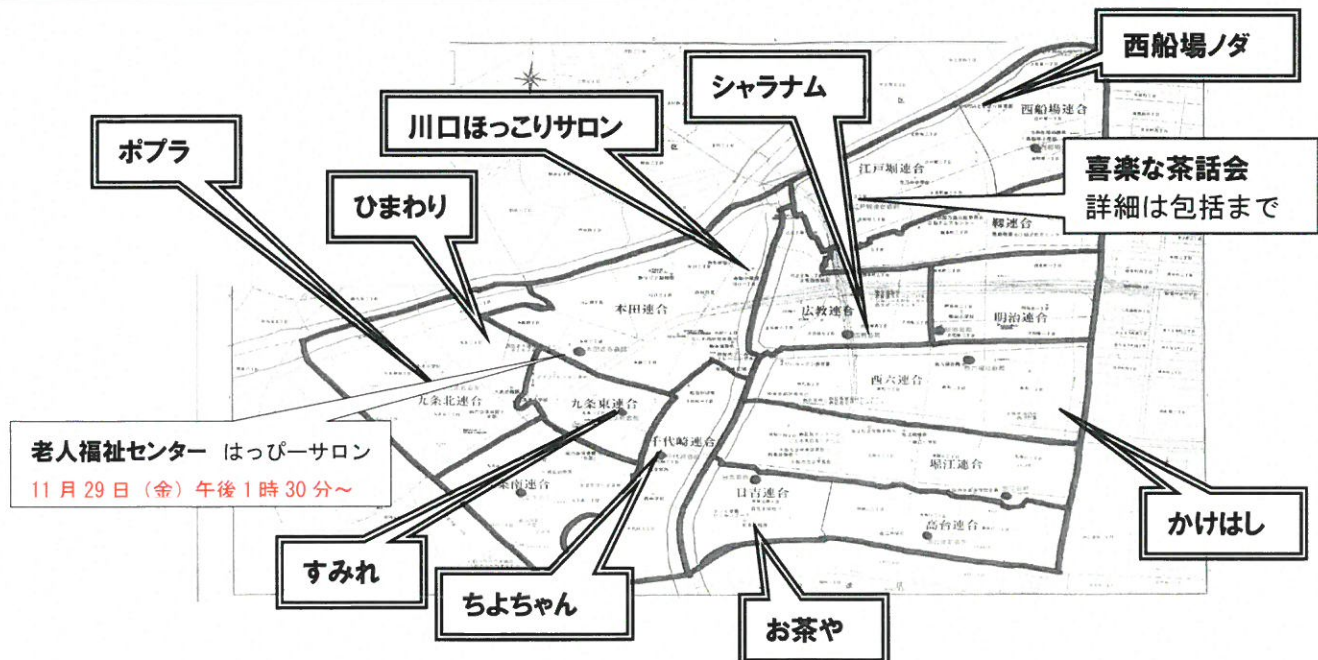


## ● 高齢者がつどえる場所の紹介 申し込み不要



包括支援センターの職員が出張相談します。介護保険や認知症などお気軽におたずねください。

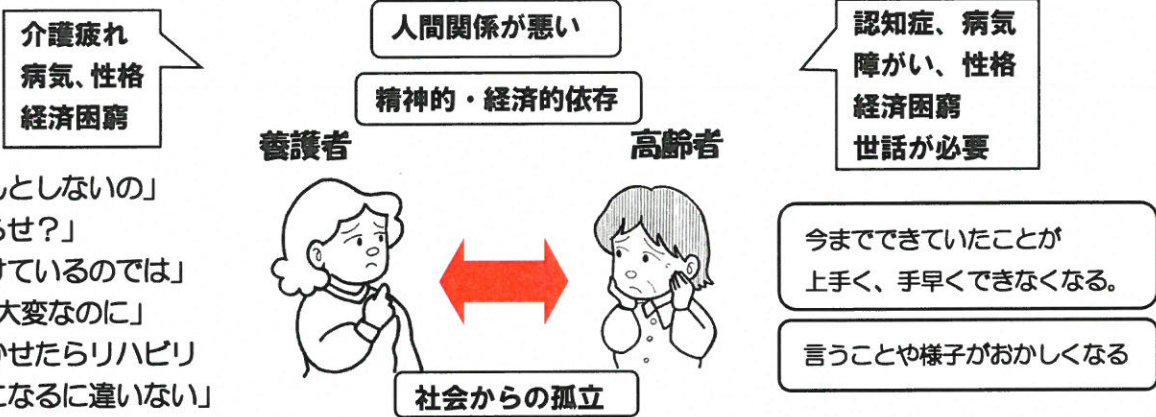
正福寺カフェ シャラナム	11月5日(火)第1火曜日 午後2時～4時	正福寺(立売堀 4-6-16) 参加費 100円 どなたでも イベント(内容未定)参加の方は別途参加費が必要。
ポブラ 九条北立ち寄り	11月5日(火)第1火曜日 午後1時～2時30分	九条北会館(九条南 4-19-2) 健康体操、お得情報、脳トレ
すみれ 立ち寄り処	11月13日(水)第2水曜日 午後1時30分～3時	すみれ居宅介護支援事業所(ナインモール内) 健康体操、健康のお話し「アレルギー性鼻炎について」
西船場(ノダ) 立ち寄り処	11月14日(木)第2木曜日 午後1時30分～3時	ノダ大阪ショールーム(土佐堀 1-4-11 金鳥土佐堀ビル1階) 折紙、体操、健康のお話し
川口ほっこりサロン (川口基督教会)	11月15日(金)第3金曜日 午後1時30分～2時30分	川口基督教会(川口 1-3-8 礼拝堂となり3階)どなたでも 参加費 100円 柔道整復師の体操、お茶会 9月から
かけはしカフェ (四ツ橋診療所)	11月16日(土)第3土曜日 午後3時～4時30分	四ツ橋診療所(新町 1-22-9)どなたでも お菓子代 100円 おしゃべり・歌・ゲーム他
お茶や (辻重庵)	11月19日(火)第3火曜日 午前10時～11時30分	お茶の辻重庵(南堀江 4-24-6)どなたでも お茶を楽しみながら少人数でほっこりおしゃべり
ひまわり てらカフェ	11月26日(火)最終火曜 午後1時～3時	勝光寺(九条 3-18-20)勝光寺近辺の方 お菓子代 100円 健康体操、お得情報
千代崎立ち寄り処 ちよちゃん	11月28日(木)第4木曜日 午前10時30分～11時30分	千代崎会館(千代崎 2-16-15) 脳トレ、健康体操





# 解決! 包括レンジャー

## その123 あなたのまわりにも高齢者虐待



世話を受けている高齢者と世話をしている介護者との関係で、介護者からの不適切な扱いによって、権利や利益を侵害されたり、生命・健康・財産が損なわれることを言います。

高齢者虐待の  
サイン例

こんな高齢者  
や家族を見か  
けたら

**不自然なアザがある**  
**長時間、家の外に居る**  
**怒鳴り声・悲鳴が聞こえる**

**必要な医療や介護を受けていない**  
**「家に帰りたくない」と言う**  
**家族が介護に疲れてつらそうである**

介護者・高齢者には虐待の自覚がない場合もあります。「一生懸命介護しているから」「高齢者自身が嫌だ・困っていると言わないから」という理由では、虐待でないと判断できません。

虐待している介護者を高齢者がかばったり報復を恐れて真実を話さない場合もあります。

身体的虐待	つねる、たたく、蹴る、無理やり食事を口に入れる 動くことを制限する 長時間洋式トイレに座らせたまま放置する 医学的根拠のない運動などをリハビリと称して無理やりさせる 転倒・徘徊防止のために身体をひもで縛る 外から鍵をかけて閉じ込める
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、恥をかかせる、無視する トイレに行けるのにおむつをあてる
経済的虐待	日常的にお金を使わせない。必要な医療やサービスの費用を払わない 本人のお金を本人の意思に反して使用する
介護・世話の放棄	食事、入浴、排せつなどの世話をしない。劣悪な環境で生活させる 必要な医療や介護サービスを使わせない
性的虐待	裸にして放置する。人前でおむつを交換する

さまざまな要因が重なり合って発生します。介護者が一方的に悪いとは限りません。相談者の秘密は守られます。通報が結果的に間違いでも責められることはありません。虐待かどうかは、相談者や包括支援センターが決めることではありません。「もしかしら」と感じたら、西区地域包括支援センターへ相談してください。

電話 06-6539-8075

事実を慎重に確認しながら、高齢者と介護者にとってより良い状況になるようにいろいろな手立てを一緒に考えます。

包括レンジャーは西区内外 185 か所で設置・掲示・配布中！  
大阪市西区社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。

包括レンジャーの設置・掲示・配布にご協力いただける皆様を募集中です！